

地域金融円滑化のための基本方針

中南信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下などによる、必要な態勢整備を図っています。

- ・ 地域への金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的として、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規程」を平成22年2月1日に制定しました。
- ・ 金融円滑化に係るお客さまからの相談に真摯に対応するため、各営業店に相談窓口を設置するとともにお客さまの対応責任者を選任しています。
- ・ 審査管理部経営革新支援室を中心として、お客さまの経営相談・経営指導および経営改善に向けた取組みに対してきめ細やかな支援を行っています。
- ・ 中小企業診断士が在籍する経営情報センターを中心として、創業実現のお手伝いをする創業支援、各種分析手法を用いて改善案等を提案する企業診断、お客さまのビジネスニーズを信用金庫のネットワークを駆使し情報を提供するビジネスマッチングサービスなど、お客さまの付加価値向上に資する多面的な機能・サービスを提供しています。
- ・ お客さまのニーズに応えるため、経営情報センターにて、特定期間を設け、経営相談会を実施しています。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

4. 金融円滑化に関する苦情相談への対応について

当金庫は、貸付条件の変更等に関するお客さまからの苦情相談に適切に取り組めます。なお、苦情相談につきましては、営業店窓口または、下記の相談窓口をご利用ください。

【金融円滑化に関する相談窓口】

中南信用金庫 総務部 電話番号：0463-61-2683（直通）

受付時間：9：00～17：00（土曜、日曜その他金庫休業日を除く）

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	897	2,811						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	347	1,083						
うち、実行に係る貸付債権の額	90	990						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	256	92						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	550	1,727						
うち、実行に係る貸付債権の額	198	1,587						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	346	78						
うち、取下げに係る貸付債権の額	5	61						

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	52	161						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	10	32						
うち、実行に係る貸付債権の数	4	30						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を承諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を承諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	6	2						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	42	129						
うち、実行に係る貸付債権の数	19	112						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0						
うち、信用保証協会等が債務の保証を承諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	22	13						
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	4						

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2	123						
うち、実行に係る貸付債権の額	0	32						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を承諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	2	90						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0						

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1	5						
うち、実行に係る貸付債権の数	0	4						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を承諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	1	1						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0						

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	25	104						
うち、実行に係る貸付債権の額	0	78						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	25	26						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0						

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	2	6						
うち、実行に係る貸付債権の数	0	5						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	2	1						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0						